



# 山形県公報

令和2年8月4日(火)  
第126号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……829
- 民有保安林の指定施業要件の変更……………(森林ノミクス推進課) ……837
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 企業局関係

#### 規 程

- 山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程の一部を改正する規程……………838

### 公 告

- 指定管理者の募集……………(国際人材活躍支援課) ……842
- 同……………(障がい福祉課) ……844
- 同……………( 同 ) ……845
- 同……………( 同 ) ……846
- 同……………(観光立県推進課) ……847
- 同……………(文化振興・文化財課) ……848
- 同……………(森林ノミクス推進課) ……849
- 同……………(都市計画課) ……851
- 同……………(空港港湾課) ……852
- 同……………( 同 ) ……853
- 同……………(企業局) ……854

### 正 誤

## 告 示

#### 山形県告示第586号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
山形県米穀集荷協同組合  
理事長 滝田 俊一郎  
山形市東箆野町43

2 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
高橋 重人 村山市河島山4-9 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和2年7月21日
鈴木 美由紀 村山市大字湯野沢165 玄米	同 左		
尾崎 彰太郎 尾花沢市大字鶴巻田445 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
渡部 正寛 最上郡最上町大字志茂103 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大場 宗一 最上郡舟形町長沢1206-2 玄米、大豆、そば	同 左		
後藤 幸平 西置賜郡飯豊町大字萩生992 玄米、大豆、そば	同 左		
後藤 まつ 西置賜郡飯豊町大字萩生992 玄米、大豆、そば	同 左		
長谷部 甚作 長井市成田1747 玄米、大豆、そば	同 左		
城戸口 捷己 山形市大字古館228 玄米	同 左		
庄司 保志 天童市大字山口193 もみ、玄米	同 左		
大泉 貴夫 天童市久野本二丁目2-1 もみ、玄米	同 左		
丹野 正英 西村山郡河北町大字溝延389 もみ、玄米、大豆	同 左		
伊藤 忠一 西村山郡大江町大字小見234 もみ、玄米、大豆、そば	同 左		
井上 信敏 村山市大字河島乙209-1 玄米、大豆、そば	同 左		
森 裕子 村山市楯岡笛田三丁目1-13 玄米、大豆	同 左		

須藤 賢治 村山市大字名取2458 玄米	同 左
植松 伸之 東根市大字長瀬1360 玄米	同 左
黒山 典之 尾花沢市大字丹生312 玄米、大豆、そば	同 左
本間 正子 尾花沢市大字野黒沢200 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
国分 政行 尾花沢市大字名木沢83 玄米、大豆、そば	同 左
富樫 利宏 新庄市万場町5-10 玄米、大豆、そば	同 左
柿本 吉雄 新庄市栄町6-2 玄米、大豆、そば	同 左
五十嵐 峰夫 最上郡最上町大字本城46 玄米、大豆、そば	同 左
佐々木 重四郎 最上郡最上町大字向町631 玄米、大豆、そば	同 左
井上 孝一 新庄市金沢2330-1 玄米、大豆、そば	同 左
手塚 昌之 米沢市大字上新田659-2 玄米、大豆、そば	同 左
竹田 正幸 南陽市高梨471-3 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
茂出木 公夫 南陽市竹原2850-4 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
石川 忠良 東置賜郡高畠町大字高畠707-5 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 一之 東置賜郡高畠町大字高畠501-1 C-1 玄米、大豆、そば	同 左
淀野 昭仁 東置賜郡川西町大字吉田3383 玄米、大豆	同 左

井上 文典 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
井上 優子 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
飯沢 健司 長井市館町南3-1-1 玄米、大豆、そば	同 左		
淵田 謙一 鶴岡市藤島字笹花63-2 玄米、大豆	同 左		
佐藤 吉男 酒田市大町10-8 もみ、玄米、大豆	同 左		
石川 尚 酒田市東中の口町2-4 もみ、玄米、大豆	同 左		
小島 行雄 酒田市浜田一丁目2-7 玄米、大豆	同 左		
山崎 信一郎 山形市大字松原382-10 もみ、玄米	同 左		
吉田 和人 上山市栄町二丁目7-8-7 もみ、玄米	同 左		
大津 敏春 東村山郡中山町大字柳沢17 もみ、玄米	同 左		
秋葉 一司 東村山郡中山町大字長崎4477 玄米、大豆、そば	同 左		
山崎 政彰 西村山郡河北町大字溝延字千苜47-1 玄米、大豆	同 左		
設楽 敏英 西村山郡河北町谷地字十二堂2 玄米、大豆、そば	同 左		
柴田 七郎兵衛 西村山郡朝日町大字宮宿1026-40 玄米、大豆、そば	同 左		
大山 清博 尾花沢市大字丹生1499 玄米	同 左		
鈴木 互 尾花沢市禁町二丁目3-7 玄米	同 左		

大類 亮 尾花沢市横町一丁目6-8 玄米	同 左
星田 政一 尾花沢市大字牛房野549 玄米、そば	同 左
今野 悦子 北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原 124 玄米	同 左
小野寺 智保 最上郡金山町大字金山419 玄米、大豆、そば	同 左
栗田 勝治 最上郡金山町大字金山409 玄米、大豆、そば	同 左
高橋 志朗 最上郡舟形町舟形281-5 玄米	同 左
近岡 秀一 最上郡真室川町大字新町823 玄米	同 左
我妻 正昭 米沢市大字浅川1212 玄米	同 左
伊藤 雅幸 東置賜郡川西町大字下奥田1499-4 玄米	同 左
舟山 一美 西置賜郡小国町大字若山335 玄米	同 左
富樫 信吉 山形市大字風間1342-10 もみ、玄米	同 左
高橋 治 天童市大字寺津182 もみ、玄米	同 左
渡邊 健一 東村山郡山辺町大字大寺411 もみ、玄米	同 左
工藤 浩 天童市駅西二丁目8-16 サンホワ イトB201 玄米、大豆、そば	同 左
大津 朋洋 東村山郡中山町大字柳沢17 玄米	同 左

佐藤 智之 東根市大字羽入783 玄米	同 左		
逸見 弘子 西村山郡河北町西里1348-2 玄米、大豆	同 左		
富樫 宏一 新庄市万場町5-10 玄米	同 左		
高橋 修 最上郡舟形町長沢1106 玄米	同 左		
安喰 昭裕 山形市十日町二丁目3-2 玄米	同 左		
鈴木 文明 山形市松山三丁目10-17 ウイン ディア松山A102 そば	同 左		
鈴木 亮吉 東根市大字蟹沢341 玄米	同 左		
渡辺 貴志 東根市大字東根甲181 玄米、大豆	同 左		
井上 なほみ 新庄市金沢2330-1 玄米	同 左		
櫻井 卓弥 山形市大字中野216 玄米、大豆	同 左		
角屋 晃孝 米沢市泉町二丁目1-70-3 玄米	同 左		
渡邊 徹 東村山郡山辺町大字大寺411 玄米	同 左		
茂出木 純也 南陽市竹原2850-4 玄米	同 左		
淵田 春美 鶴岡市藤島字笹花63-2 玄米、大豆	同 左		
佐藤 良平 酒田市小泉字上川原62-内2-2 玄米	同 左		
高津 史康 寒河江市南町二丁目5-22 玄米、小麦、大豆	同 左		

香曾我部 健 山形市江俣三丁目7-28 玄米	同 左
成原 恵美 西村山郡朝日町大字新宿143-7 玄米	同 左
斉藤 咲恵子 尾花沢市大字名木沢83 玄米	同 左
今野 寿洋 北村山郡大石田町大字鷹巣字上北原 124 玄米	同 左
小野寺 賢一 最上郡金山町大字金山419 玄米	同 左
渡部 由里子 最上郡最上町大字志茂103 玄米	同 左
佐々木 和代 山形市北町四丁目6-11-404 玄米	同 左
須賀 正樹 米沢市窪田町藤泉27 玄米	同 左
竹田 幸広 南陽市高梨471-3 玄米	同 左
佐藤 太 東置賜郡高畠町大字高畠404-1 玄米	同 左
後藤 周一 西置賜郡飯豊町大字萩生992 玄米	同 左
結城 友靖 山形市桧町四丁目1-5 玄米、大豆、そば	同 左
福井 晋哉 山形市瀬波三丁目1-28 玄米	同 左
高橋 彰良 村山市河島山4-9 玄米	同 左
柿本 卓也 新庄市栄町5-3 玄米、大豆、そば	同 左
我妻 正考 米沢市大字浅川1212 玄米、大豆	同 左

井上 元紀 東置賜郡川西町大字堀金1159-1 玄米	同 左
樋口 幹夫 西置賜郡飯豊町大字萩生1500-8 玄米	同 左
淵田 正樹 鶴岡市藤島字笹花63-2 玄米	同 左
石川 直美 酒田市東中の口町2-4 玄米	同 左
小島 隆行 酒田市新橋二丁目1-77 玄米	同 左
佐藤 暁 東田川郡庄内町狩川字西田115-14 玄米	同 左
熊倉 寿 山形市江南一丁目20-6 玄米	同 左
大川 好友 鶴岡市文下字久保田142 玄米	同 左
尾崎 雄大 尾花沢市大字鶴巻田445 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
松澤 英紀 新庄市金沢2203-1 玄米	同 左
関 陽介 東置賜郡高島町大字馬頭1574 玄米	同 左
菊池 明博 尾花沢市大字芦沢993 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
國分 宏樹 尾花沢市大字名木沢83 もみ、玄米	同 左
溝越 清貴 新庄市十日町6395-16 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
沼沢 弘明 最上郡舟形町舟形309-20 玄米	同 左
鈴木 淳一 長井市泉475-5 玄米	同 左



	大川 裕太郎 東村山郡中山町大字長崎3069-8 もみ、玄米	
--	--------------------------------------	--

**山形県告示第587号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。  
令和2年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市・鶴岡市（以上の2市について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
酒田市（次の図に示す部分に限る。）
    - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は、択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課、関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第588号**

次の開発行為は、完了した。

令和2年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和2年2月21日 指令村総建第296号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
村山市楯岡中町1550番1、1551番の一部、1552番1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
村山市楯岡中町4番5号 楯岡物産株式会社

## 企業局関係

### 規 程

#### 山形県企業管理規程第10号

山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年8月4日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

#### 山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程の一部を改正する規程

山形県企業局朝日川第一発電所木川ダム操作規程（昭和44年6月県企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条の2」を「第12条の3」に改める。

第2条第2項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第3条第1号ロ中「378.5メートル」を「370.1メートル」に改め、同号ハ中「362.5メートル」を「354.1メートル」に改め、同号ヘ中「1基」を削り、同号へに次のように加える。

- (イ) 流入口の管径 直径500ミリメートル
- (ロ) 流入口の敷高 標高361.85メートル（水位計による表示1.25メートル）
- (ハ) 放流口の敷高 標高349.1メートル
- (ニ) 直径150電動仕切弁式放流バルブ 1基

第3条第1号に次のように加える。

ト 朝日川第一発電所取水口設備

- (イ) 取水口制水ゲート
  - a ゲートの規模及び数 高さ2.2メートルで幅2.2メートルのもの1門
  - b ゲート開閉の速さ 1分につき0.3メートル
- (ロ) 取水口スクリーン
  - a スクリーンの標高 下端357.6メートルで上端370.1メートル
  - b 流入口の面積 140.64平方メートル
- (ハ) 取水口ずい道の流入口
  - a 流入口の管径 直径2,200ミリメートル
  - b 流入口の標高 下端356.1メートル

第3条第2号ニ及びホ中「377.0メートル」を「368.6メートル」に改め、同号ヘ中「376.5メートル」を「368.1メートル」に改め、同号ト中「369.0メートル」を「360.6メートル」に改める。

第8条第1項中「延べ放流量」を「延べ放流量（洪水吐ゲートからの放流量、発電取水の放流量、維持放流設備からの放流量及び決しや板からの放流量の合算流量をいう。）」に改め、同条第2項中「終る」を「終わる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の貯水池からの延べ放流量は、次の算式により算定するものとする。

$$\text{貯水池からの延べ放流量} = Q1 + Q2 + Q3 + Q4$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- Q1 別図第2により、4点直線補間で算定する洪水吐ゲートからの放流量
- Q2 発電出力を、積算電力パルス間隔及び電力パルス値により算定した発電出力とダム水位を用いて、別図第3により算定する発電取水の放流量
- Q3 維持放流設備からの放流量 1秒につき0.2立方メートル（固定）
- Q4 毎正分毎の平滑貯水位とゲート開度から算定される利用水深を用いて、別図第4により算定する決しや板からの放流量

第11条中「別図第2」を「別図第5」に改める。

第12条の2の次に次の1条を加える。

（決しや板の操作方法）

第12条の3 決しや板は、第10条の規定によるゲートからの放流を終了する前にダム湖表層水を越流させる場合又は点検若しくは整備のため必要がある場合を除くほか、開閉してはならない。

第13条第1項、第14条第2項及び第16条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第17条第1項中「行なう」を「行う」に、「行ない」を「行い」に改める。

第19条第2号及び第3号中「行なう」を「行う」に改める。

別図第1中「別図第1」を「別図第1（第8条第2項）」に、「EL377.0」を「EL368.6」に、「EL369.0」を「EL360.6」に、「EL362.5」を「EL354.1」に改め、別図第2を別図第5とし、別図第1の次に次の3図を加える。

別図第2（第8条第3項）

ダム水位(m) 開度(m)	-1.50	-0.50	0.25	1.00	2.00	3.00	4.00	5.00	6.00	7.00	8.00
0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
0.05	2.10	2.30	2.40	2.60	2.70	2.90	3.00	3.20	3.30	3.50	3.60
0.10	5.00	5.30	5.60	5.90	6.20	6.60	6.90	7.20	7.40	7.70	8.00
0.20	11.90	12.30	12.70	13.70	14.20	14.70	15.10	15.80	16.40	16.90	17.50
0.30	15.00	17.00	18.30	19.70	21.10	21.80	23.60	24.90	26.20	27.50	28.80
0.40	20.00	22.00	24.00	26.00	28.00	30.00	32.00	34.00	36.00	38.00	40.00
0.50	24.00	27.00	30.00	32.50	35.00	38.00	41.00	43.50	46.00	48.50	51.00
0.60	28.00	32.00	36.00	39.00	42.00	46.00	50.00	53.00	56.00	59.00	62.00
0.70	30.00	38.00	42.50	46.00	49.50	53.80	58.00	61.50	65.00	69.00	72.50
0.80	36.00	42.00	49.00	53.00	57.00	61.50	66.00	70.00	74.00	78.50	83.00
0.90	40.00	47.00	56.00	60.20	64.30	68.70	73.00	77.50	82.00	86.80	91.50
1.00	44.00	52.00	61.50	66.50	71.50	75.80	80.00	85.00	90.00	95.00	100.00
1.10	47.00	57.00	67.00	72.00	77.00	82.00	87.00	92.00	97.00	102.00	106.50
1.20	51.00	62.00	72.50	77.50	82.50	88.30	94.00	99.00	104.00	108.00	112.00
1.30	55.00	66.00	77.50	82.00	88.20	94.20	100.00	105.00	110.50	115.00	119.00
1.40	58.00	71.00	82.00	88.00	94.00	100.00	106.00	111.50	117.00	121.50	126.00
1.50	60.00	74.00	86.50	93.00	99.00	106.00	112.00	118.00	123.00	128.00	133.00
1.60	63.00	77.00	91.00	97.00	104.00	111.00	117.00	123.00	129.00	134.00	139.00
1.70	66.00	80.00	95.00	102.00	109.00	116.00	123.00	129.00	135.00	141.00	146.00
1.80	70.00	84.00	99.00	106.00	113.00	121.00	128.00	135.00	141.00	147.00	152.00
1.90	73.00	87.00	103.00	110.00	118.00	126.00	133.00	140.00	147.00	153.00	158.00
2.00	75.00	90.00	107.00	115.00	122.00	130.00	137.00	145.00	152.00	158.00	162.00
2.50	88.00	106.00	122.00	132.00	142.00	152.00	161.00	172.00	182.00	189.00	191.00
3.00	〃	112.00	134.00	147.00	160.00	172.00	184.00	198.00	212.00	220.00	228.00
3.50	〃	113.00	142.00	160.00	177.00	192.00	208.00	223.00	237.00	248.00	258.00
4.00	〃	〃	176.00	189.00	202.00	216.00	230.00	246.00	261.00	274.00	287.00
4.50	〃	〃	〃	〃	229.00	242.00	255.00	282.00	288.00	302.00	315.00
5.00	〃	〃	〃	〃	256.00	268.00	280.00	308.00	315.00	329.00	342.00
5.50	〃	〃	〃	〃	283.00	292.00	305.00	324.00	342.00	356.00	369.00
6.00	〃	〃	〃	〃	310.00	316.00	331.00	364.00	369.00	383.00	396.00
6.50	〃	〃	〃	〃	〃	〃	350.00	374.00	397.00	411.00	425.00
7.00	〃	〃	〃	〃	〃	〃	389.00	407.00	424.00	439.00	453.00
7.50	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	454.00	468.00	481.00
8.00	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	485.00	497.00	508.00
8.50	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	545.00
9.00	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	581.00
9.50	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	618.00
10.00	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	655.00

別図第3（第8条第3項）

ダム水位(m) 発電出力(MW)	0.00	3.00	6.00	8.00	ダム水位(m) 発電出力(MW)	0.00	3.00	6.00	8.00
0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	5.0	4.10	4.10	4.10	4.00
0.1	0.00	0.00	0.00	0.00	5.1	4.20	4.20	4.10	4.00
0.2	0.00	0.00	0.00	0.00	5.2	4.30	4.30	4.20	4.10
0.3	1.00	1.00	1.00	0.00	5.3	4.30	4.30	4.20	4.20
0.4	1.00	1.00	1.00	0.00	5.4	4.40	4.40	4.30	4.20
0.5	1.10	1.10	1.10	1.00	5.5	4.40	4.40	4.30	4.30
0.6	1.10	1.10	1.10	1.10	5.6	4.50	4.50	4.40	4.30
0.7	1.20	1.20	1.20	1.10	5.7	4.60	4.60	4.40	4.40
0.8	1.30	1.30	1.20	1.20	5.8	4.60	4.60	4.50	4.40
0.9	1.30	1.30	1.30	1.20	5.9	4.70	4.70	4.60	4.50
1.0	1.30	1.30	1.30	1.30	6.0	4.80	4.80	4.60	4.60
1.1	1.40	1.40	1.30	1.30	6.1	4.80	4.80	4.70	4.60
1.2	1.40	1.40	1.30	1.30	6.2	4.90	4.90	4.80	4.70
1.3	1.50	1.50	1.40	1.30	6.3	5.00	5.00	4.80	4.70
1.4	1.50	1.50	1.40	1.40	6.4	5.00	5.00	4.90	4.80
1.5	1.50	1.50	1.50	1.40	6.5	5.10	5.10	5.00	4.90
1.6	1.60	1.60	1.50	1.50	6.6	5.20	5.20	5.00	4.90
1.7	1.60	1.60	1.60	1.50	6.7	5.20	5.20	5.10	5.00
1.8	1.70	1.70	1.70	1.60	6.8	5.30	5.30	5.20	5.00
1.9	1.70	1.70	1.70	1.70	6.9	5.40	5.40	5.20	5.10
2.0	1.80	1.80	1.80	1.70	7.0	5.50	5.50	5.30	5.20
2.1	1.80	1.80	1.80	1.80	7.1	5.50	5.50	5.40	5.20
2.2	1.90	1.90	1.80	1.80	7.2	5.60	5.60	5.50	5.30
2.3	1.90	1.90	1.90	1.90	7.3	5.70	5.70	5.50	5.40
2.4	2.00	2.00	1.90	1.90	7.4	5.80	5.80	5.60	5.50
2.5	2.00	2.00	2.00	2.00	7.5	5.90	5.90	5.70	5.60
2.6	2.10	2.10	2.00	2.00	7.6	5.90	5.90	5.80	5.60
2.7	2.10	2.10	2.10	2.00	7.7	6.00	6.00	5.80	5.70
2.8	2.20	2.20	2.20	2.10	7.8	6.10	6.10	5.90	5.70
2.9	2.20	2.20	2.20	2.20	7.9	6.20	6.20	6.00	5.80
3.0	2.30	2.30	2.30	2.20	8.0	6.30	6.30	6.10	5.90
3.1	2.40	2.40	2.30	2.30	8.1	6.40	6.40	6.20	6.00
3.2	2.40	2.40	2.40	2.30	8.2	6.50	6.50	6.30	6.10
3.3	2.50	2.50	2.50	2.40	8.3	6.60	6.60	6.40	6.10
3.4	2.60	2.60	2.50	2.50	8.4	6.70	6.70	6.50	6.20
3.5	2.60	2.60	2.60	2.50	8.5	6.90	6.90	6.60	6.30
3.6	2.70	2.70	2.60	2.60	8.6	7.00	7.00	6.70	6.40
3.7	2.80	2.80	2.70	2.60	8.7	7.20	7.20	6.80	6.50
3.8	2.80	2.80	2.80	2.70	8.8	7.30	7.30	6.90	6.60
3.9	2.90	2.90	2.80	2.80	8.9			7.00	6.70
4.0	3.00	3.00	2.90	2.80	9.0			7.10	6.80
4.1	3.10	3.10	3.00	2.90	9.1			7.30	6.90
4.2	3.20	3.20	3.10	3.00	9.2				7.00
4.3	3.30	3.30	3.20	3.10	9.3				7.10

4.4	3.40	3.40	3.20	3.20	
4.5	3.50	3.50	3.30	3.20	
4.6	3.60	3.60	3.40	3.30	
4.7	3.60	3.60	3.50	3.40	
4.8	3.70	3.70	3.60	3.50	
4.9	3.80	3.80	3.70	3.60	

別図第4（第8条第3項）

利用水深 m	放 流 量 m <sup>3</sup> /s
7.24	0.00
7.25	0.02
7.30	0.10
7.35	0.20
7.40	0.30
7.45	0.40
7.50	0.60
7.55	0.80
7.60	1.00
7.65	1.20
7.70	1.40
7.75	1.70
7.80	1.90
7.85	2.20
7.90	2.50
7.95	2.80
8.00	3.20

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第14条第2項）

警報局の名称	警 報 局 の 位 置	警報局の構造又は能力	摘 要
No.1 警報局	山形県西村山郡朝日町大字立木 字大倉978番地14(国調区域外)	スピーカー200W 業務用無線70MHz帯	木川ダム地点
No.2 警報局	山形県西村山郡朝日町大字立木 字左鳥屋1718番地		一ッ沢地点
No.3 警報局	山形県西村山郡朝日町大字立木 字築瀬1655番1		玉石橋地点
No.4 警報局	山形県西村山郡朝日町大字立木 字与市山1128番69		与市沢地点
No.5 警報局	山形県西村山郡朝日町大字白倉 字藤倉365番地の5		白倉地点
No.6 警報局	山形県西村山郡朝日町大字立木 石畑ケ100番2		白倉橋地点 新規
No.7 警報局	山形県西村山郡朝日町大字立木 字石畑ケ98番地の1		立木地点
No.8 警報局	山形県西村山郡朝日町大字太郎 字木葉坂1944番地の3地先		曲渚地点

No.9 警報局	山形県西村山郡朝日町大字石須部字久保田40番地の6	石 須 部 地 点
No.10警報局	山形県西村山郡朝日町大字太郎字坂の下1603番地	第一発電所地点
No.11警報局	山形県西村山郡朝日町大字太郎字前川原979番地	太 郎 地 点
No.12警報局	山形県西村山郡朝日町大字常盤アクトは324番地の1	新 崩 地 点
No.13警報局	山形県西村山郡朝日町大字太郎字入南2011番地の4	松 程 地 点

別表第3（第16条第1項）

観測すべき事項	観測施設			観測の回数	摘 要
	名 称	位 置	構造又は能力		
放流量	洪水吐ゲートからの放流量	山形県西村山郡朝日町大字立木（木川ダム）	有線遠隔自記開度計 水位計	毎正時1回	流入量は第8条の規定により、流量は水位の観測の結果に基づきそれぞれ算定する。
	維持放流設備からの放流量	山形県西村山郡朝日町大字立木（木川ダム）	有線遠隔自記固定値		
	発電取水の放流量	山形県西村山郡朝日町大字太郎（朝日川第一発電所）	有線遠隔自記発電パルス 水位計		
	決しや板からの放流量	山形県西村山郡朝日町大字立木（木川ダム）	有線遠隔自記開度計 水位計		
貯水位及び流入量	木川貯水池水位観測所	山形県西村山郡朝日町大字立木（木川ダム）	有線遠隔自記水位計 量水標	毎正時1回（洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時においては5分ごとに1回）	
水位及び流量	木川水位観測所	山形県西村山郡朝日町大字立木（朝日川左岸）	有線遠隔自記水位計	毎正時1回	
	猿渡水位観測所	山形県西村山郡朝日町大字立木（猿渡取水ダム）	有線遠隔自記水位計		
降水量	木川雨量観測所	山形県西村山郡朝日町大字立木（木川ダム）	有線遠隔自記雨量計		
	猿渡雨量観測所	山形県西村山郡朝日町大字立木（猿渡取水ダム）	有線遠隔自記雨量計		
積雪の深さ	木川貯水池観測所	山形県西村山郡朝日町大字立木（木川ダム）	積雪尺	積雪期毎日1回	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

山形県国際交流センターの指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 山形県国際交流センター
  - (2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル2階
- 2 指定の期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格  
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
  - (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
    - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
  - (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
  - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
  - (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
    - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
    - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
  - (1) 配布期間 令和2年8月4日（火）から同年9月15日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時30分から午後5時30分まで
  - (2) 配布場所 山形県みらい企画創造部国際人材活躍支援課（山形県パスポートセンター） 郵便番号990-8580 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル2階 電話番号023(647)2566  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 令和2年9月8日（火）から同年9月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時30分まで
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県国際交流センター条例（平成12年10月県条例第67号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県国際交流センター条例施行規則（平成12年12月県規則第130号）及び募集要項によること。
  - (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。



山形県立ふれあいの家の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県立ふれあいの家
- (2) 所在地 山形市長町二丁目10番20号

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 申請時において、県内で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は同条第28項に規定する福祉ホームを運営していること。
- (3) 令和2年4月1日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。
- (4) 次のとおり開催する現地説明会に出席すること。
  - イ 開催日時 令和2年9月4日（金）午前10時から正午まで
  - ロ 集合場所 山形県立ふれあいの家玄関前
- (5) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。
  - イ 山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第86号）で定める基準のうち、管理人に関するものを満たしていること。
  - ロ 配置する管理人については常勤とし、次の施設のいずれかにおいて職員として勤務した経験を有する者であること。
    - (イ) 法第5条第11項に規定する障害者支援施設
    - (ロ) 法第5条第28項に規定する福祉ホーム
    - (ハ) 法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (7) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (10) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
  - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (11) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (12) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (13) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)まで及び(6)から(12)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。



ハ 人員配置計画が(5)のイ及びロの基準を満たしていること。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和2年8月4日（火）から同年9月15日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県健康福祉部障がい福祉課 障がい者活躍推進担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2293  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和2年8月4日（火）から同年9月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県立ふれあいの家条例（平成18年3月県条例第22号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立点字図書館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県立点字図書館
- (2) 所在地 山形市十日町一丁目6番6号

#### 2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 次のとおり開催する現地説明会に出席すること。  
イ 開催日時 令和2年9月4日（金）午後1時から午後2時まで  
ロ 集合場所 山形県立点字図書館玄関前
- (3) 人員配置計画が次の基準を満たしていること。  
イ 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）で定める基準のうち、点字図書館の人員に関するものを満たしていること。  
ロ 配置する司書については、図書館法（昭和25年法律第118号）第5条に定める資格を有する者であること。ただし、専門的業務に関し、相当の学識経験を有する者をもって、これに代えることができる。  
ハ 配置する点字指導員、貸出閲覧員及び校正員については、それぞれの専門的業務に関し、相当の知識又は経験を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (5) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。  
イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する

法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(9) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(10) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(11) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)、(2)及び(4)から(10)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

ハ 人員配置計画が(3)のイからハまでの基準を満たしていること。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和2年8月4日（火）から同年9月15日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所 山形県健康福祉部障がい福祉課 障がい者活躍推進担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2293

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 令和2年8月4日（火）から同年9月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県立点字図書館条例（昭和48年3月県条例第16号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県身体障がい者保養所東紅苑の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 山形県身体障がい者保養所東紅苑

(2) 所在地 東根市温泉町二丁目16番1号

#### 2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。

(2) 申請時において、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による営業の許可を受け、県内で宿泊施設を運営していること。

(3) 令和2年4月1日において、(2)に掲げる施設の運営を引き続き3年以上行っていること。

(4) 次のとおり開催する現地説明会に出席すること。

イ 開催日時 令和2年9月4日（金） 午後3時から午後5時まで

ロ 集合場所 山形県身体障がい者保養所東紅苑玄関前

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県

における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

- (6) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (9) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
  - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (10) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (11) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (12) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(11)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和2年8月4日（火）から同年9月15日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県健康福祉部障がい福祉課 障がい者活躍推進担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2293  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和2年8月4日（火）から同年9月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県身体障がい者保養所条例（昭和52年12月県条例第43号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県国民宿舎竜山荘
- (2) 所在地 山形市蔵王温泉字川前938番の4

#### 2 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
  - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
  - (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
    - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
  - (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
  - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
  - (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
    - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
    - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 令和2年8月4日（火）から同年9月15日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部観光立県推進課 企画調整担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2104  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 令和2年8月4日（火）から同年9月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
  - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県国民宿舎条例施行規則（平成5年3月県規則第10号）及び募集要項によること。
  - (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館
- (2) 所在地 東置賜郡高島町大字安久津2117番地



## 2 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

## 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和2年8月4日（火）から同年9月15日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 配布場所 山形県観光文化スポーツ部文化振興・文化財課 文化財保存担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2880

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

## 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和2年8月4日（火）から同年9月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

## 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県遊学の森の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県遊学の森
- (2) 所在地 最上郡金山町大字有屋地内

## 2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

## 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和2年8月4日（火）から同年9月15日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県農林水産部森林ノミクス推進課林政企画担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3217  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

## 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和2年8月4日（火）から同年9月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

## 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県遊学の森条例（平成15年3月県条例第24号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県遊学の森条例施行規則（平成15年3月県規則第13号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

最上川ふるさと総合公園の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 最上川ふるさと総合公園
- (2) 所在地 寒河江市大字寒河江、島及び柴橋地内

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和2年8月4日（火）から同年9月15日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130

ロ 山形県村山総合支庁建設部西村山道路計画課都市整備担当 郵便番号991-8501 寒河江市大字西根字石川西355 電話番号0237(86)8127

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和2年9月9日（水）から同月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

## 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

庄内空港緩衝緑地の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 庄内空港緩衝緑地
- (2) 所在地 酒田市浜中及び鶴岡市茨新田地内

## 2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
  - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
  - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
  - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
  - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

## 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和2年8月4日（火）から同年9月15日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県県土整備部空港港湾課空港担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2349  
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

## 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和2年9月7日（月）から同月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後



5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年3月県条例第11号)、山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

マリパーク鼠ヶ関の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年8月4日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 マリパーク鼠ヶ関

(2) 所在地 鶴岡市鼠ヶ関地内

#### 2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

(1) 県内に主たる事務所(本店)を有すること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)

イ 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消し(合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。)を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 令和2年8月4日(火)から同年9月15日(火)まで(山形県の休日を定める条例(平成元年3月県条例第10号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

#### (2) 配布場所

イ 山形県県土整備部空港港湾課 港湾担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625

ロ 山形県港湾事務所 港政管理担当 郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号

0234(26)5635

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

#### 5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 令和2年8月25日（火）から同年9月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

#### 6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県海浜公園条例（平成17年7月県条例第82号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

県民ゴルフ場の指定管理者を次のとおり募集する。

令和2年8月4日

山形県企業管理者 高 橋 広 樹

#### 1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 県民ゴルフ場
- (2) 所在地 最上郡舟形町長沢8067番地

#### 2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当するものを除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

#### 4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 令和2年8月4日（火）から同年9月15日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15

分まで

(2) 配布場所 山形県企業局総務企画課経営企画調整担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2237

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 令和2年8月19日（水）から同年9月15日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 2.7.28	第124号	799	13	担い手育成型	経営体育成型
同	同	同	17	担い手育成型	経営体育成型

令和2年8月4日印刷  
令和2年8月4日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県